

# 令和8年度版

# 士別市放課後児童クラブ 入所手続について

## ▼放課後児童クラブ（学童保育）とは

児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により日中監護を受けることができない児童に、授業終了後や長期休業期間等に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

放課後児童クラブでは、基本的な生活習慣の習得や、遊びや集団での生活を通じた自主性、社会性、創造性を培うことを目的とした活動を行います。

### 【放課後児童クラブ一覧】

名称	場所	定員	電話番号
あけぼの子どもセンター	士別市東3条10丁目2番地2	100人	0165-23-3274
ほくと子どもセンター	士別市東4条北5丁目20番地	100人	0165-26-7651
朝日学童保育所 (あさひ認定こども園内)	士別市朝日町中央4038番地 あさひ認定こども園内	35人	0165-28-2314

### 【開設日及び開設時間等】

開設日・開設時間		開設しない日
授業のある平日	放課後から 午後6時まで	日曜、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）
土曜、学校の長期休業期間 及び休校日	午前8時から 午後6時まで	

## ▼放課後児童クラブの入所区分

状況に応じた保育サービスを提供するため、①通年利用（原則4月1日から翌年3月31日まで）及び②短期利用（学校の長期休業期間）の利用区分【令和8年度から運用】がありますので、必要性に応じて申請してください。

利用区分	利用期間
通年利用	原則4月1日から翌年3月31日までの利用 ※年度途中の入所も可能です。期間は3月31日までです。
短期利用	学校の長期休業期間（夏休み、冬休み、春休み）の利用

※短期利用では、年度内における各長期休業期間（夏休み及び冬休み等）の一括許可を行います。入所期間内における適切な利用をお願いします。

## ▼入所の要件

入所の対象となるのは、次の全てに該当する場合です。

- ①集団生活ができる市内小学1年生から6年生であること
- ②次のいずれかに該当すること

要件	内容	利用可能期間
就労	授業の終了後の時間帯（放課後、学校休業日）に労働していること	就労している期間
妊娠、出産	母親が産前産後で、児童の監護ができないこと	出産（予定）日の8週間前から出産後8週間まで
疾病・障がい	保護者が疾病、障がい等により児童の監護ができないこと	必要とする期間
看護・介護	同居の親族を常時看護・介護していること	

※求職活動中及び育児休業期間中の利用はできません。

## ▼受付期間

令和8年2月13日（金）～令和8年2月27日（金）まで

## ▼申請手続

次のいずれかの方法により申請してください。

### （1）窓口申請

必要書類を準備の上、入所を希望する放課後児童クラブへ直接提出してください（必要な書類は各クラブで配布するほか、土別市ホームページに掲載しています）。

### （2）オンライン申請

土別市ホームページに掲載しているリンク、または、申請フォームから手続きすることができます。

- ➡ホームページのリンク先から入所を希望する放課後児童クラブを選択し、申請手続きを行ってください。



放課後児童クラブ  
申請フォーム

※入所を希望するクラブにより、申請フォームが異なりますのでご注意ください。

### (3) 【共通】提出書類

- ①放課後児童クラブ入所申込書（様式第1号）
- ②放課後児童クラブ入所にかかる同意書
- ③児童の監護ができないことを証明する書類（入所資格確認書類）

※①・②は、オンライン申請では入力項目となります。

※③は、データでの提出となります。

#### 【入所資格確認書類一覧】

保護者の状況	必要な書類
就労	就労証明書
妊娠、出産	母子手帳の写し（保護者氏名・出産（予定）日が分かるページ）
病気・障がい	医師の診断書、障害者手帳など健康状態を確認できる書類の写し
看護・介護	医師の診断書、看護・介護を受ける同居親族の介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳などの写し

※就労先が証明した就労証明書（自営業の方は、民生委員・児童委員が証明したものを）を提出してください。（同居親族分（祖父母等）就労証明書の提出は不要）。

※市職員（会計年度任用職員を含む）は、就労証明書の提出を省略することができます。

※令和8年1月1日以降に放課後児童クラブ・保育園・一時保育・特別保育等の利用のため、同様の入所資格確認書類を提出している方は、省略が可能です。ただし、内容に変更がある場合や就労の場合において、雇用期間が令和8年3月31日までとなっている方は、省略できません。

※医師の診断書は放課後児童クラブの利用が必要である旨の記載が必要です。

※入所申請後に状況の変更があった場合は、速やかに変更後の入所資格確認書類を提出してください。

#### ～オンライン申請における注意事項～

- ・入所資格確認書類は、写真やPDFデータ等での提出となりますので、書類の事前準備をお願いします。
- ・オンライン申請後、受付完了メールを送信しますが、決定通知ではありませんので、ご注意ください（決定通知書は後日発送となります）。
- ・提出されたデータについて、内容を確認する場合や再提出を求める場合がありますので、各自保管ください。

## ▼入所の決定通知

令和8年3月上旬

※受付期間以降に申し込んだ方については、随時、結果を送付します。

※オンライン申請をされた方も決定通知書を送付します。

## ▼利用料

---

無料

## ▼利用にあたってのお願い

---

- 必ず開設時間内（午後6時まで）に、児童のお迎えをお願いします
- 支援員等の指示及び制止を聞かず他の児童に対して危害を加える、児童クラブ内の備品や消耗品等を壊す等の危険行動により児童クラブの安全な運営が維持できないと認められたときは、入所が決定された場合でも利用の制限を行う場合があります。

## 入所申請の前にお読みください

- 入所の決定は申込順ではありません。
- 入所申請後に申請を取り下げる場合は、速やかにこども・子育て応援課、または申請した放課後児童クラブまで連絡してください。
- 入所申請後に申請内容（家族構成や就労等の状況など）に変更があった場合は、書類の再提出や追加提出が必要になりますので、速やかに提出してください。
- 受付期間終了後も入所申請を受け付けますが、希望日での入所が難しい場合等も想定されますので、受付期間内での手続きをお願いします。

様式第1号(第7条関係)

放課後児童クラブ入所申込書

●●年●●月●●日

士別市長 様

保護者住所 **士別市東6条4丁目**

保護者氏名 **士別 太郎** (TEL**090-0000-0000**)

次のとおり、放課後児童クラブに入所したいので申し込みます。

新年度から登校する学校名等を記入すること

記

区分	(フリガナ)氏名	続柄	生年月日	性別	学校名、勤務先等	勤務先等の電話番号
入所児童名						
入所児童の家庭状況	入所児童の世帯員					

入所児童以外を記入すること

施設名 (該当に☑)	<input checked="" type="checkbox"/> あけぼの子どもセンター <input type="checkbox"/> ほくと子どもセンター <input type="checkbox"/> 朝日学童保育所	
入所希望期間	通年利用	●●年4月1日から ●●年3月31日まで
	短期利用 (該当に☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 夏季休業期間 <input checked="" type="checkbox"/> 冬季休業期間 <input type="checkbox"/> 春季休業期間
入所を必要とする理由	続柄	必要とする理由 (該当に☑)
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 年の介護・看護 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> その他 ( )
入所児童の健康状態等	良好	

いずれかを記入すること。  
 通年利用：原則4月1日から3月31日まで  
 短期利用：保育を希望する学校の長期休業期間

士別市放課後児童クラブ入所にかかる同意書

●●年●●月●●日

士別市長 様

入所児童全員の氏名を記入  
してください。

保護者氏名 士別 太郎

私は、（児童氏名） 士別 花子 に関し、士別市放課後児童  
クラブ入所にあたり、以下の事項について同意します。

記

- 1 放課後児童クラブ支援員と連携・協力し、児童の健全育成に関する支援を行うこと
- 2 適正な利用管理を行うため、住民基本台帳等の関係公簿を照会すること
- 3 提出書類の内容に虚偽が認められた際は、利用決定を取り消す場合があること
- 4 児童の健全育成を図るため、児童が在籍または在籍していた幼稚園、保育所、小学校等の関係機関と児童の生活状況等に関して、情報共有を行うこと
- 5 放課後児童クラブ支援員や他の児童に危害を加える恐れがある等により、集団生活を送ることが困難であると判断された際は、利用を制限する場合があること
- 6 施設または施設の備品について、故意または過失により損害を与えた際は、賠償責任を負う可能性があること

※提出書類によりご記入いただいた情報は、児童への適切な支援の検討等、放課後児童クラブの業務に必要な範囲内でのみ使用します。